

令和2年6月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第1号 事務連絡費支出損害賠償金返還請求控訴事件 (原審 金沢地方
裁判所平成30年(ワ)第11号)

口頭弁論終結日 令和2年3月11日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人

石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士

森 岡 真 一

同指定代理人

竹 内 陽 一

同

嵐 登 志 男

同

大 岸 雅 幸

同

西 岡 健 吾

同

西 尾 和 秀

同

土 橋 順 一

同

岡 本 憲 司

同

夷 藤 昂

同

戒 田 由 香 里

同

北 川 健 一

同

加 藤 真 知 子

同

杉 野 大 輔

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、谷本正憲及び山下活博に対し、連帯して2万1000円及びこれに対する平成29年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を、谷本正憲及び臼井晴基に対し、連帯して1万6000円及びこれに対する平成29年12月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を、谷本正憲及び橿左登志に対し、連帯して34万4464円及びこれに対する平成29年12月29日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等（以下、略称は改めて定めない限り原判決のそれによる。）

- 1 本件は、石川県の住民である控訴人が、石川県の平成29年度の事務連絡費から懇親会経費合計2万1000円、昼食懇談会経費合計1万6000円及び懇談会経費合計34万4464円が支出されたことについて、いずれも違法な公金の支出であり、これにより石川県に同額の損害が生じたと主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、石川県知事である谷本正憲及び同知事の権限を委任され各支出負担行為の決裁を行った各職員に対し、それぞれ連帯して支出額相当の損害金及びこれに対する各支出日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求することを求めた住民訴訟である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 関係法令の定め等、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正し、下記3のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁19行目の「乙7)を定めており」を「乙7（以下「本件執

行基準」という。)) を定めており、事務連絡費の執行方針として、「経費の性質上、特に適正な執行が要請されるものであることから、執行に当たっては、その必要性を十分吟味するとともに、真に必要なものに限り、社会通念上妥当な範囲で簡素に実施すること」などと定め」に改める。

(2) 原判決6頁20行目の「開催の」を「に福井県教育博物館で開催された」に改める。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 最高裁判所平成元年9月5日第三小法廷判決（集民157号419頁。以下「最高裁平成元年判決」という。）は、普通地方公共団体による宴会を目的とした費用の支出に関する事案であり、最高裁判所平成18年12月1日第二小法廷判決（民集60巻10号3847頁。以下「最高裁平成18年判決」という。）は、地方公共団体の長による交際費の支出に関する事案であり、懇親会又は懇談会の費用が事務連絡費として支出された本件各支出とは事案が異なるから、これらの判決の説示をもって本件支出の違法性の有無を判断することは許されない。

(2) 本件執行基準は、石川県の事務に伴わない懇親会又は懇談会の費用まで事務連絡費として支出することを認めた違法なものであるから、本件各支出が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか否かを判断するに当たり、斟酌されるべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、下記2のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決18頁6行目の「許容されるというべきであり、」の次に、「また、本件執行基準の「その他県政推進上、特に必要と認められる情報収集、

意見交換を目的とした関係者との懇談会」に当たると解するのが相当であり、」を加え、9行目の「前記法令等の」から10行目の「沿ったもの」までを「本件執行基準にも反しないもの」に改める。

(2) 原判決19頁26行目から20頁1行目にかけての「前記法令等の定め(3)の同県における事務連絡費の執行基準に沿ったもの」を、「上記昼食懇談会が本件執行基準の「その他県政推進上、特に必要と認められる情報収集、意見交換を目的とした関係者との懇談会」に当たると解され、本件執行基準にも反しないもの」に改める。

(3) 原判決21頁の17行目から18行目にかけての「前記法令等の定め(3)の同県における事務連絡費の執行基準に沿ったもの」を、「上記懇親会が、9月25日付け懇親会と同様、本件執行基準の「その他県政推進上、特に必要と認められる情報収集、意見交換を目的とした関係者との懇談会」に当たると解され、本件執行基準にも反しないもの」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張について

(1) 控訴人は、最高裁平成元年判決は普通地方公共団体による宴会を目的とした費用の支出に関する事案であり、最高裁平成18年判決は普通地方公共団体の長による交際費の支出に関する事案であり、懇親会又は懇談会の費用が事務連絡費として支出された本件各支出とは事案が異なるから、これらの判決の説示をもって本件支出の違法性の有無を判断することは許されない旨主張する。

しかし、最高裁平成元年判決及び最高裁平成18年判決の各説示の趣旨は、上記1で引用した原判決「事実及び理由」第3の2(1)に記載のとおりであり、これに照らせば、その法理を普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等をする際に行われた接遇に要した費用の支出や普通地方公共団体の長による交際費の支出以外の支出に適用することを禁ずるものではないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

- (2) 控訴人は、本件執行基準について、石川県の事務に伴わない懇親会又は懇談会の費用まで事務連絡費として支出することを認めた違法なものであるから、本件各支出が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか否かを判断するに当たり、斟酌されるべきではない旨主張する。

しかし、本件執行基準は、上記のとおり、地方自治法232条1項の規定を踏まえ、石川県の事務を処理するために必要な経費を支弁するために、事務連絡費の執行方針について、「経費の性質上、特に適正な執行が要請されるものであることから、執行に当たっては、その必要性を十分吟味するとともに、真に必要なものに限り、社会通念上妥当な範囲で簡素に実施すること」などとした上で、その執行範囲を具体的に定めたものであるから、本件各支出が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか否かを判断するに当たり、本件執行基準を斟酌することは何ら不当でなく、また、最高裁平成元年判決及び最高裁平成18年判決の各説示の趣旨に照らせば、本件執行基準が懇親会又は懇談会の費用を事務連絡費として支出することを認めていると解されるからとあって、このことをもって本件執行基準が違法なものになるわけではないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張も理由がない。

- 3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 田 中 寿 生

裁判官 細 川 二 朗

裁判官 橋 本 修

これは正本である。

令和2年6月3日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷口

彰

